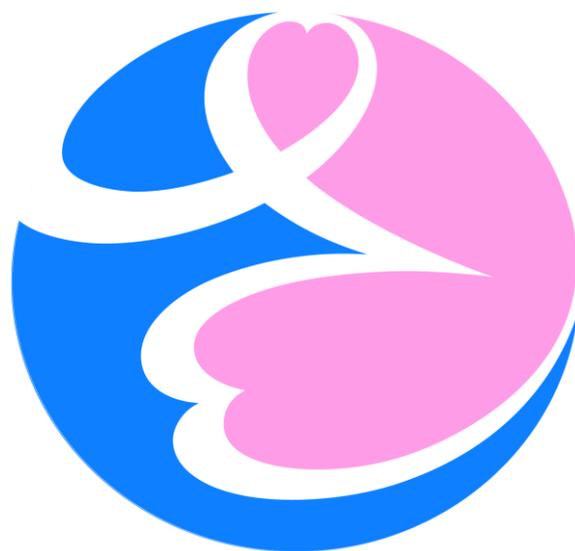


第2次さくら市
デジタル・トランスフォーメーション推進
基本方針



令和8年3月
さくら市

目次

<u>I</u>	<u>はじめに</u>	<u>1</u>
1	策定の背景と趣旨	1
2	本方針の位置づけ	1
3	推進期間について	2
<u>II</u>	<u>デジタル化の現状と課題について</u>	<u>2</u>
1	国の動向	2
2	栃木県の動向	5
3	社会的状況	6
4	さくら市の現状と課題	6
<u>III</u>	<u>さくら市のDX推進に向けて</u>	<u>7</u>
1	基本理念	7
2	重点項目	7
3	さくら市が目指す将来像	9
<u>IV</u>	<u>推進体制</u>	<u>11</u>
	※【推進体制図】	11
<u>V</u>	<u>推進工程</u>	<u>12</u>
	※【推進工程表】	12
	◆用語解説◆	13

I はじめに

1 策定の背景と趣旨

インターネットの普及、AI 技術の急速な進化、スマートフォンの広範な普及によって、私たちの暮らしや働き方は劇的に変化しました。情報へのアクセスやコミュニケーションの手段が多様化し、日常生活やビジネスのあり方も大きく様変わりしています。

デジタル技術は、人と人とのつながりを強め、コミュニケーションを活性化させるだけでなく、業務の自動化やデータを活用した高度な意思決定を可能にします。結果として、ビジネス分野では製品やサービスの提供方法そのものが革新により、新たなビジネスモデルや価値が次々と創出され、社会のあらゆる領域でデジタル化が進み、生活の利便性や効率が向上しています。

一方で、本市では令和 3 年度から令和 7 年度までを推進期間としたさくら市デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針(以下「第 1 次基本方針」という。)を策定し、利用者目線での市民サービスの DX 推進、行政事務の見直しと DX を活かした業務改善、社会課題の解決と、新たな価値の創出に向けた DX の活用に取り組んできました。

行政手続の利便性の向上に関する取組については、マイナポータルによるオンライン手続きの拡大やオンライン申請システムの導入、かんたん窓口システム導入による窓口手続きの簡略化、窓口でのキャッシュレス決済の導入等を行い、業務の省略化、効率化に関する取組については、電子決裁の導入や RPA、生成 AI の導入等を行いました。

しかしながら、窓口での利用者負担や業務の複雑化による職員負担等の課題が依然として存在し、継続して行政の業務の効率化・改善に取り組むことが求められます。

また、今後、社会が直面する少子高齢化や財政健全化、防災対策などの重要課題に的確に対応するためには、デジタル技術を効果的に活用するとともに、行政組織全体でデジタル化の推進力を高めていくことが重要となります。

このような背景を踏まえ、本市では、第 1 次基本方針の目的と取組を継承しつつ、DX 推進の基本的な考え方、具体的な施策、推進体制を明確にするために「第 2 次さくら市 DX 推進基本方針(以下「第 2 次基本方針」という。)」を策定します。

2 本方針の位置づけ

令和 8 年3月に策定した「第 3 次さくら市総合計画前期基本計画(以下「総合計画」という。)」においては、施策として「誰もが恩恵を受けられるあたたかなデジタル化の促進」を掲げデジタルの活用により地域課題を解決していく街を目指すこととしています。

また、同時にまちづくりのあり方である将来都市像「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのもち」を実現するための基本事業のひとつに「デジタル技術による課題解決」を掲げ、デジタル技術の活用により、市民生活の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることとしています。

第 2 次基本方針は、総合計画をデジタル化の側面から推進するための方針と位置づけ、デジタル化の推進で総合計画を支える役割を担うこととします。

3 推進期間について

総務省が令和7年12月に改訂した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では適宜見直しを行うものの、5年間を目途に主な取り組みスケジュールを構築することを求めていることから、本方針は令和8年度から令和12年度までを推進期間とし、社会情勢や技術動向の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

II デジタル化の現状と課題について

1 国の動向

国は、社会全体の効率化や持続可能な発展を目指し、デジタル技術を活用する国家的な戦略を展開してきました。平成28年に提唱された「Society5.0」は、IoT、AI、ビッグデータ、ロボット技術などの先端技術を活用し、新たな未来社会を構築する取組です。経済的な発展だけでなく健康、環境問題などの社会課題も解決し、日本が目指す新しい時代の国家像を描く基盤となっています。

令和元年には、いわゆる「デジタル手続法」が施行され、行政運営の簡素化・効率化と住民への利便性向上を目的とし、従来の紙と対面を中心とした行政手続きをデジタル化することで、誰でも簡単に行政サービスを利用できる環境の整備を進められました。

令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大を通して、社会課題の解決におけるデジタル化の必要性が一層注目されるようになり、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示されました。この基本方針では、デジタルの活用によって住民一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、「誰一人取り残さないデジタル社会」を実現することが定められました。同時期には、地域社会のデジタル化を計画的・実効的に推進するために「デジタル・ガバメント実行計画」が改定されました。

令和3年に策定された「自治体DX推進計画」では、行政サービスにデジタル技術やデータを活用することで住民の利便性を向上させるとともに、AI・RPA等の活用によって業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

こうした個別の政策が進む中で、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。この基本構想では「新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用」が政策の柱とされ、AIやドローン等の新技術を活用し、持続可能な地域社会の実現を目指すこととされています。

自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画重点取組事項

前述の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めるために、特に重点的に取り組むべき事項と内容を以下のとおり明記しています。

【重点取組事項】

① 自治体フロントヤード改革の推進

マイナンバーカードやデジタル技術を活用し、対面・オンラインで住民サービスを多様化するために、窓口 DX や業務改善支援を通じて利便性向上と効率化を推進し、地域社会のデジタル移行を支援する

② 地方公共団体情報システムの標準化

自治体が効率的かつ安全に情報システムを運用し、行政サービスの質を向上させることを目的とし、基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑な移行を図る。

③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会にて選定した共通化対象候補となる12件の業務・システムについて、国と地方公共団体が協力して取組を推進する。

④ 公金収納における eL-QR の活用

令和8年9月までに自治体の普通会計に属する公金や公営企業会計に属する水道料、下水道料などの公金を eL-QR を活用して納付することを可能とする。

⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用促進

マイナンバーカードへの理解を促進し、申請環境及び交付体制の整備をさらに促進する。また、マイナンバーカードと各種カードとの一体化を推進し、多様な身分証明書としての機能強化を図る。

⑥ セキュリティ対策の徹底

基幹業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底を図る。

⑦ 自治体のAIの利用推進

自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等を契機に、国の作成する「自治体にAI活用・導入ガイドブック」を参考に、AIの導入・活用を推進する。

⑧ テレワークの推進

テレワーク導入事例や情報セキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進するとともに、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、対象業務の拡大を図る。

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべきデジタル社会の実現に向けた取組】

① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

自治体が持つ行政サービスや地域コミュニティの基盤をデジタル化し、住民や事業者がより便利で効率的に利用できる環境を整備する。

② デジタルデバインド(情報格差)対策

地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を行う。

③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

デジタル技術を阻害する目視規制や書面規制などの従来の制度を横断的に点検・改善し、規制・制度の「デジタル原則」への適合を実現する。

2 栃木県の動向

栃木県においては経済発展と社会課題の解決を両立する社会である「Society5.0」へ積極的に対応するため、知事を本部長とする「Society5.0 戦略本部」のもと、外部人材の知見等を活用しながらデジタル化を推進していくこととし、令和8年3月に「とちぎデジタル戦略」を改定し3つの戦略のもと、デジタル化を進めることで、デジタル技術を活用した「共に創る 人も地域も輝く “元気なとちぎ”」の実現を目指しています。

【とちぎデジタル戦略】の概要

グランドデザイン

全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現

5年間の基本目標

デジタル技術を活用した「共に創る 人も地域も輝く “元気なとちぎ”」の実現

戦略の3本柱(基本姿勢・視点)

1. 多様な主体によるデジタル社会の共創
2. 行政のデジタル基盤強化・事務効率化の推進
3. 県民のデジタル化に対する理解促進

<施策の方向性>

① 便利に暮らすことのできる地域社会の実現

- ・産学官の連携を強化し、デジタル技術の社会実装による地域課題解決を目指す
- ・デジタル技術による利便性向上や行政運営の効率化・迅速化を図ることで人材の有効活用と持続可能な行政体制の構築を目指す
- ・デジタルマーケティングの活用など効果的・効率的な情報発信に努めるとともに、生活スタイル等に対応したより利便性の高い情報提供を目指す
- ・デジタル化のメリットやデジタルツール使用の楽しさを伝えることなどを通じてデジタル社会への理解と関心が深まることを目指す

② 安全で快適なデジタル技術の利用

- ・サイバーセキュリティ対策、アクセシビリティやユーザビリティの向上、思いやりを持った健全な利用のための普及啓発などを目指す

③ デジタル人材の育成

- ・自治体 DX の推進に必要なスキルを持つ行政職員の確保・育成、学び直しや女性活躍など民間企業等の人材育成等への支援などを目指す

④ 情報システムの連携等

- ・データ利活用の推進、根拠に基づいた政策立案、データ連携基盤を最大限活用した迅速な意思決定やサービスの最適化などを目指す

⑤ デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正

- ・住民が情報取得やサービス利用、他者とのコミュニケーション等を円滑に行えるための格差是正、地域の支援人材の育成、通信環境の地域格差是正などを目指す

3 社会的状況

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、行政・医療・福祉・産業といった多様な分野でデータやデジタル技術が十分に活用されていない実態を浮き彫りにしました。こうした状況を踏まえ、単なる業務のデジタル化や書類の電子化にとどまらず、制度・組織・業務プロセスを横断的に見直し、デジタルを原動力とした変革が求められています。また、デジタル化の進展は、システムの標準化・共通化やデータ連携によって生活の利便性向上や経済活性化につながる一方で、デジタルデバイドの解消や個人情報保護、サイバーセキュリティ対策などの課題にも十分な配慮が必要です。

行政サービスの向上、地域課題の解決、持続的な経済社会の発展を図り、誰一人取り残さない包摂的なデジタル社会の実現が強く求められます。

4 さくら市の現状と課題

本市は、これまで人口が増加傾向にありましたが、平成27年から減少傾向に転じました。総合計画では合計特殊出生率が改善されない場合の2045年の人口を37,698人と展望しており、これは令和7年12月1日時点の住民基本台帳人口43,639人から13%以上の人口減少となります。

また、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラは、老朽化が進行しており、耐用年数を超えた施設の未更新が災害時の被害拡大を招く恐れがあります。また、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、税収減少や社会保障費増加が想定される中で、これらの社会資本の維持や更新にかかる費用負担が財政面でより厳しくなることが予測されます。

本市でも老朽化の進行や維持管理費の増大が課題となっており、総合計画では、限られた資源の中で将来の需要変化を踏まえつつ、重要な社会資本の最適な量や更新方針を長期的視点で検討し、持続可能な財政基盤の確立を目指すこととしています。

また、インフレ傾向が続くことによる社会保障関連費や人件費などの義務的経費の増加が見込まれる中、内部経費の削減や市単独事業の見直し、事務事業の選択と集中による効率的な行財政の運営や財政基盤の強化に取り組むこととしています。

そのような取り組みにおいて、デジタル分野では生成AIやRPAなどの新しい技術の導入によって単純定型業務が効率化され、人件費の削減につながった事例が多くあります。今後も様々なデジタル技術を積極的に活用する政策推進の仕組みの構築を図ることが必要不可欠な状況となっています。

Ⅲ さくら市のDX推進に向けて

1 基本理念

本市の目指すデジタル・トランスフォーメーション(DX)は、国や地方自治体が行うデジタル変革により、人的・財政的な経営資源が縮小する将来に向けて、医療・福祉・産業などの生活機能を確保するとともに、人々が距離や時間などの物理的制約を受けずに市民生活に不可欠な行政サービスを楽しみ、市民が安心して暮らし続けることを目指すものです。

本市はデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進にあたり、基本理念を以下のとおり定め、デジタル技術を積極的に活用することを視野に施策を研究・立案し、市民が「便利で暮らしやすい」まちづくりを目指し、行政サービスの向上に取り組みます。

— 基本理念 —

誰もが恩恵を受けられるあたたかなデジタル化のまちへ

2 重点項目

基本理念の具現化に向け、次に掲げる重点項目について、デジタル化に向けた取組を推進していきます。

(1)利用者目線での市民サービスのDX推進

若者からお年寄りまで、すべての市民が時間や場所にとらわれることなく行政サービスを楽しめる環境の整備や、誰もが簡単に必要な情報を取得できる仕組みづくりを進めるなど、市民の利便性向上のためのDXを推進します。

【主な取組】

① 行政手続の利便性向上とオンライン化

「オンライン申請」や「かんたん窓口」を活用し、スマートフォン等を利用したオンライン手続に加え、対面が必要な手続もデジタルの力で窓口での時間の短縮や書面手続の負担軽減の取組を進めるとともに、市役所におけるキャッシュレス決済の導入に向けた取組を行います。

② マイナンバーカードの取得促進・利用促進

オンラインで確実に本人確認ができるツールとなるマイナンバーカードのさらなる取得促進に向けて、「マイナンバーカード交付予約・管理システム」を活用しカードの交付体制の増強を図るとともに、マイナンバーカードの多機能化・利用範囲拡大に伴うさらなる利用促進に取り組みます。

③ eL-QRを活用した公金収納の導入

納付書に印字されたQRコードをスマートフォンや金融機関の窓口で読み取ることで、地方税以外の国民健康保険料、介護保険料、各種手数料などの公金納付をキャッシュレスで行える仕組みの整備を行います。

④ デジタル技術の活用による情報提供の最適化

SNSなどのツールを活用しながら、生活情報に加え、防災情報など市民が広く共有することが必要な情報発信の充実を図るとともに、利用者のニーズを踏まえたオープンデータの活用、AIを活用したチャットボットの導入など、市民の多様な日常生活に応じて、必要な情報を受け取ることができるプッシュ型の情報発信に取り組みます。

(2) 行政事務の見直しとDXを活かした業務改善

業務フローの見直しを含めたデジタル技術の活用により、事務の自動化・省力化を図るとともに、情報システムの安定的な運用とセキュリティの確保に努めながら、市役所業務の適切で効果的なデジタルシフトを進めます。

【主な取組】

① 情報システムの標準化・共通化

国が提供・運用する行政機関が共通で利用するクラウドサービス基盤「ガバメントクラウド」の活用において、基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑な移行を行い、効率的かつ安全な情報システムの運用を図ります。

② デジタル技術による業務の省力化、効率化

RPAにより処理を行う単純定型事務の対象を拡大するとともに、生成AIの活用により文書作成や問い合わせ対応、判断支援などのプロセスの自動化・半自動化を図ります。これにより業務の省力化・効率化を一層推進し、限られた経営資源を政策立案などのクリエイティブな業務に振り分けるなどデジタル技術を活用したBPR(業務改善)を進めます。

また、庁内業務におけるドローンの活用により、様々な業務の効率化やコスト削減、防災力の強化等つなげるとともに、市民サービスの向上や地域活性化を目指します。

③ テレワークの推進

多様な働き方を可能とすることは人口減少社会に置いて重要な取組であり、ワークライフバランスの観点からも職員一人ひとりのライフステージに合った働き方の実現に向け、導入済であるテレワークシステムのさらなる活用手法の拡大を図ります。

④ セキュリティ対策の徹底

国における「三層の対策」の抜本的な見直し(安全性の確保と利便性・効率性の工場)の検討状況を踏まえながら、情報セキュリティに関するルールを徹底するとともに安全なセキュリティ対策のもとで市民サービスが提供できるよう運用し、刻々と移り変わる新たな脅威に対応するために継続的な見直しと改善を行います。

(3) 社会課題の解決と、新たな価値の創出に向けたDXの活用

デジタル社会への進化の過程で生じる課題と、少子高齢化や人口減少等の影響により生じる社会的課題の解決を図りながら、DXを活用した地域や産業の発展と活力の創出に取り組みます。

【主な取組】

① デジタルデバイド(情報格差)対策の推進

高齢者などデジタル技術の活用に課題のある市民であっても積極的にデジタル技術の活用が可能となるよう、パソコンやスマートフォン等の操作方法やオンラインによる行政手続・サービスの利用方法について相談できる機会を設けるなど、誰一人取り残さない、人に優しい DX を目指し、きめ細かな支援事業を推進します。

② 先端デジタル技術の活用

地域の課題解決、利便性の向上に向けて、今後も加速度的な進化が見込まれるデジタル技術の動向を注視するとともに、あらゆる分野におけるデジタル技術の活用可能性について調査・研究を進めます。

③ 市内事業者などへの支援

DX の及ぼす効果は市役所内部にとどまらず、市内の産業分野にも好影響を及ぼすものが数多くあり、ワーケーションやリモートワークの推進を図るなど、市内事業者への DX 支援に積極的に取り組み、地域全体のデジタル化に取り組みます。

また、市の基幹産業である農業分野へのデジタル技術の導入を積極的に支援することにより、本市におけるスマート農業の社会実装の推進を図ります。

④ アナログ規制の見直し

新たなデジタル技術の導入や BPR の実施に伴い、条例や規則、要綱等の「目視」や「書面掲示」といった人や紙等の介在を前提とする規制の見直しを実施します。

3 さくら市が目指す将来像

本市が目指す将来像は、この基本方針に基づきデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進することにより、デジタル技術を活用することで「便利な暮らし」を実現し、人々の生活をより良いものへと変革させ、生活が豊かとなること、市民の幸福度(well-being)の向上につながることであります。

更に、これらの取組を継続し、デジタル技術を活用し市民目線での課題解決に分野横断的に取り組むことは、すなわちさくら市のスマートシティへの大きな礎となると考えます。

これらは、本市が目指す将来像につながる大切な一歩であり、経済発展と社会課題の解決を両立する社会である「Society5.0」、ひいては持続可能な開発目標である SDGs の達成に向け、誰一人取り残さないよりよい社会の実現に向けた大きな取り組みへと受け継がれていくための目指すものであります。

※ DXによる「便利な暮らし」の一例

◎マイナンバーカードで便利な暮らし

- ・本人確認書類として利用可能
- ・コンビニで各種証明書交付(住民票・印鑑証明・税証明)
- ・健康保険証として利用可能
- ・オンライン手続(子育て関係手続・確定申告等)
- ・プッシュ型で一人一人に合わせた行政情報発信

◎行政手続きのオンライン化で便利な暮らし

- ・マイナンバーカードを利用したオンライン申請
- ・対面不要な手続きはオンラインで完結「来させない窓口」
- ・対面必要な手続きはオンラインで事前申請、来庁後はデジタルの活用で簡単手続き「待たせない窓口」

◎すべての人に便利な暮らし

- ・高齢者へのスマホ講座開催
- ・情報発信の多重化により、すべての人へ行政情報、防災情報をすばやく発信
- ・オンライン手続きが出来なくても、デジタルの活用で窓口での手続きを簡略化「書かせない窓口」

IV 推進体制

第2次基本方針の推進にあたっては、庁内横断的な取組が必要とされることから、市長を本部長とし、部長級以上の職員で構成する「さくら市DX推進本部」を設置します。

「さくら市DX推進本部」は、副市長（最高情報統括責任者）を副本部長とし、DXの推進に向けた全庁的な方向性を決定するとともに、分野横断的な連絡調整や進行管理、進捗状況等に係る評価を行うとともに、刻々と変わる国のデジタル政策に対応するため、デジタル庁の動向や「自治体DX推進計画」などに適切に対応するための進捗管理も推進本部の重要な役割とします。

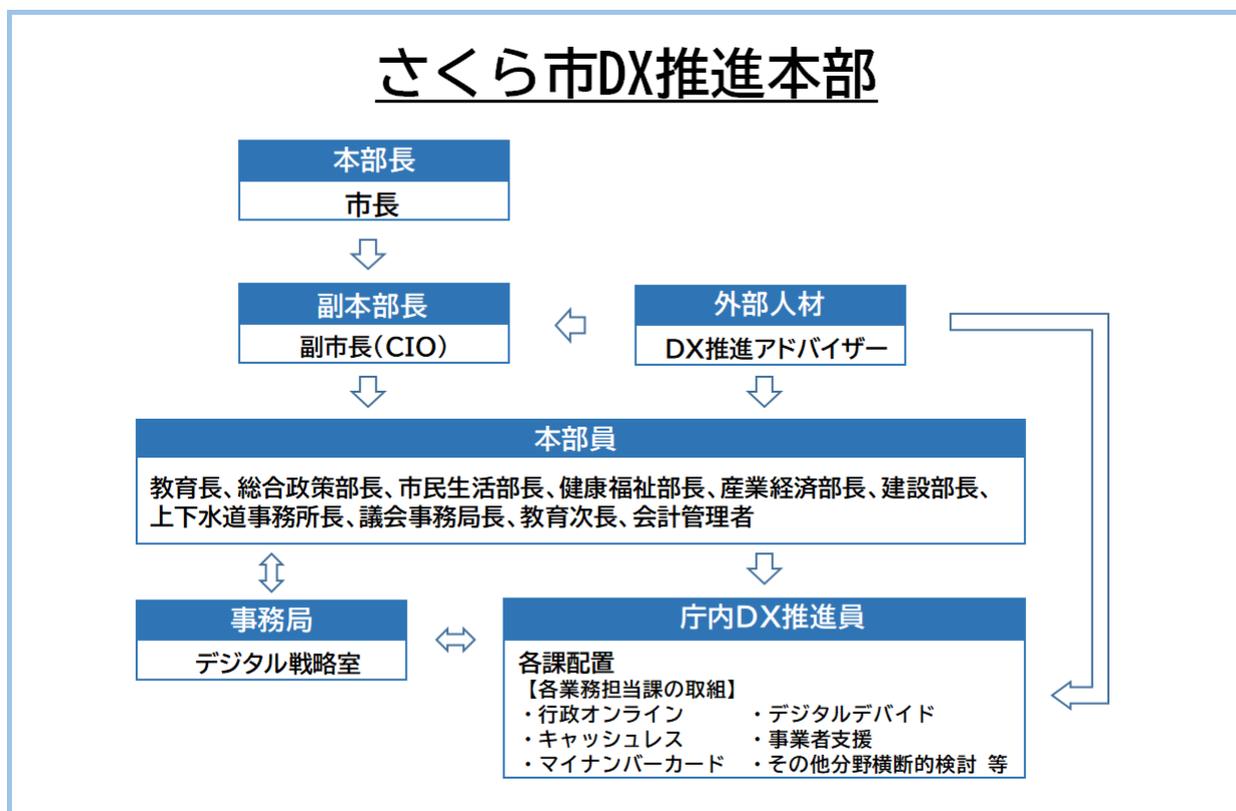
業務担当課等においては、個別の取組（事務事業等）の組み立てを行うとともに、各種事業等の実施主体となって、デジタル化に向けた取組を主体的に推進します。

なお、各事業担当課等には所属長の指名に基づき、役職に関わらない「庁内DX推進員」を置き、各課におけるDX施策の理解促進に向けた役割を担うこととします。

また、必要に応じてDX推進に向けた外部専門家（DX推進アドバイザー）を置くこととし、外部専門家は、最高情報統括責任者を専門的知見から補佐する役割を担うとともに、DX推進本部や各業務担当課等に対して、デジタル技術の活用に向けた情報提供や技術的助言を行うこととします。

これら多岐に渡る組織体制の円滑な推進のための事務局と、DX施策の適正で効果的な施行を目的とし「デジタル戦略室」の体制強化を図ることとします。

【推進体制図】



V 推進工程

(1) 全体工程

さくら市における DX 推進に関し、基本的な項目に関する工程

実施項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
DXに対する職員の意識醸成	研修会の開催・フォローアップ研修等の継続実施				
BPR(業務改善)の取り組みの徹底	対象業務の選定	業務改善に向けた具体的な取り組み			

(2) 利用者目線で市民サービスの DX 推進

市民の利便性向上のための DX 推進工程

実施項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
行政手続の利便性向上とオンライン化	公金収納の電子化対応 オンライン決済等の導入検討	導入手法・対象検討	導入に向けた具体的な取り組み		
マイナンバーカードの取得促進	取得促進体制強化	カードを利用した活用取り組み			
デジタル技術の活用による情報提供の最適化	情報提供手段の構築・見直し・改善				

(3) 行政事務の見直しと DX を活かした業務改善

市役所業務の適切で効果的なデジタルシフト推進工程

実施項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
情報システムの標準化・共通化	標準化対応	標準準拠システムの円滑な運用			
デジタル技術による業務の省力化・効率化	省力化・効率化対象業務の範囲拡大推進				
テレワークの推進	テレワーク対象業務と職員の拡大・制度整備				
セキュリティ対策の徹底	情報リテラシーの向上・継続的な見直し				

(4) デジタル社会への課題解決と、新たな価値の創出に向けた DX の活用

DX を活用した課題解決と地域や産業の発展、活力の創出に向けた工程

実施項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
デジタルデバイド(情報格差)対策の推進	実施・効果検討・改善				
先進デジタル技術の活用	全期間において情報収集・導入検討・導入のサイクルを実施				
スマート農業推進支援	導入可能な事業及び事業者の抽出	社会実装への取り組み			

◆用語解説◆

【数字・アルファベット順】

●AI

Artificial Intelligence の略。人工知能ともいい、人間の脳で行っている学習、推測、分析、判断などの知的な作業をコンピュータ上で実現させようとする技術のこと。

●BPR

Business Process Re-engineering の略で、既存の組織やルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体を再構築すること。

●eL-QR

地方税の納付書に印刷された統一規格のQRコード。eL-QRを利用すれば、いつでもどこでもキャッシュレス納付が可能。

●ICT

Information and Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のことであり、「IT」が、コンピュータ関連技術そのものを指す一方、「ICT」はその技術の活用に着目する意味合いがある。

●IoT

Internet of Things の略。家電・車・建物等の「モノ」をインターネットに接続し、相互にデータ通信や制御を行う技術のこと。

●RPA

Robotic Process Automation の略。これまで人が行っていたパソコン上の定型的な事務作業等をソフトウェアで自動化する行為や技術のこと。

●SNS

Social Networking Service の略。コミュニティ型のウェブサイトで、インターネット技術を利用して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。代表的なサービスとして、Facebook、Twitter などがある。

●SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称で、2030年までに持続可能なより良い世界を目指す国際目標。

17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

●Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心社会のこと。

【五十音順】

●アナログ規制の見直し

法律や規則で義務付けられている「目視」「対面」「紙の書面」などのアナログ手法をドローン、AI、オンラインなどのデジタル技術に置き換える政府の取組。

●インターネット

全米科学財団(NSF)が構築した研究開発用ネットワーク「NSFNET」を原型としたネットワークで、ほぼ全世界にまたがるコンピューターネットワークの集合体のこと。現在では、パソコンや周辺技術、通信網の普及・発達により、巨大な通信インフラとなっている。

●オープンデータ

公的機関や事業者が保有する官民データのうち、インターネット等を通じて、誰もが容易に編集や加工等がしやすい形式で、広く一般に公開されたデータのこと。

●オンライン化

パソコンやスマートフォンなどの電子機器がインターネットに接続された状態のこと。また、「行政手続のオンライン化」とは、従来紙の書面によって行われていた手続をパソコンなどの操作により行えるようにすることを指す。

●ガバメントクラウド

国や自治体が共通で利用するデジタル庁主導のセキュアなクラウド基盤のこと。システムの運用コスト削減、迅速なサービス導入、最新セキュリティの確保が実現される。

●基幹業務システム

各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性向上、及び行政運営の効率化の観点から、国による業務システムの標準化の対象とされている業務のこと。具体的には、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録の 20 業務が対象とされている。

●キャッシュレス決済

クレジットカードや電子マネー、QR コードなどを用いることで、現金を用いずに決済ができる仕組みのこと。

●クラウド

インターネット等のネットワーク上に存在するサーバの機能であり、どこからでも必要なときに必要な機能を利用できるコンピューターネットワークの利用形態のこと。

●最高情報統括責任者(CIO=Chief Information Officer)

組織内の情報戦略のトップとして、情報の取扱いや情報技術について統括する責任者

●サイバーセキュリティ

不正アクセスや、それにより生じる情報の漏洩や改ざんなど、いわゆる「サイバー攻撃」と呼ばれるものを防止する手段のこと。

●三層の対策

2015年の日本年金機構における個人情報流出事案を受け、自治体における情報システムのセキュリティの抜本的強化を図る観点から、ネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の三層に分離することとされた情報セキュリティ対策のこと。

●スマートシティ

情報通信技術や各種の官民データを活用した市民に寄り添ったサービスの提供や各種分野におけるマネジメントの高度化等を通じて都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける持続可能や都市や地域のこと。

●スマート農業

ロボット技術や ICT を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等の効果が期待される新たな農業。

●スマートフォン

従来の携帯電話が有する通信機能などに加え、高度な情報処理機能が備わった携帯端末のこと。インターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワークを通じて利用するほか、無線 LAN に接続して利用することも可能。

●セキュリティポリシー

個人情報の保護や機密漏洩を防止するため、企業や自治体がコンピューターセキュリティに対する基本方針をまとめたもの。

●地域おこし協力隊

都市部から過疎地等の条件不利地域へ移住した人が、1～3年の任期中に地域ブランド開発、農林水産業、地域活性化の活動を行い、定住を目指す総務省の制度。

●チャットボット

人工知能を活用した「自動会話プログラム」であり、人間と会話しているような受け答えをロボットが自動で行うコミュニケーションツール。

●データ連携基盤

各種サービスの連携や多様なデータの利活用を支えるデジタル基盤。様々な分野のサービス・データがシステムを超えて連携することを可能とするもの。。

●デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方を変革していくこと。

●デジタルシフト

現在アナログで行っている業務やサービスをデジタルに移行する一連の取組、及び取組の結果として起きるビジネス上での変化を表す。

●デジタル・トランスフォーメーション

進化したデジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革すること。英語表記は、「Digital Transformation」となるが、英語圏では、「Trans」を「X」と略す表記が一般的であるため、「DX」の略称が使われている。

●デジタルデバイド

「情報格差」と訳され、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる生活の利便性や経済的な格差のこと。

●デジタルマーケティング

web サイト、SNS、メール、モバイルアプリなど、あらゆるデジタルテクノロジーを活用したマーケティングのこと。

●テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

●標準準拠システム

地方自治体の基幹業務システムを国が定めた統一的な「標準仕様書」に準拠させたシステムのこと。迅速な制度改正への対応や自治体間でのスムーズな情報連携などが可能となる。

●プッシュ型

利用者が能動的な操作や行動を行わずとも、提供する側から自動的に行われるタイプの技術やサービスのこと。

●フロントヤード

住民と行政が直接接する場を指す言葉。窓口業務、電話相談、Web サイト、オンライン申請等が含まれる。

●マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築された、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できるようになっている。

●マイナンバーカード

マイナンバー制度において発行され、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)、顔写真などを券面に表示するとともに、これらを内蔵の IC チップに記録する IC カードのこと。

●マーケティング

組織が行うあらゆる活動のうち「顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにする」ための概念。

●リモートワーク

従業員が出勤することなく会社以外の遠隔で業務を行うことを指し、会社以外で業務を行っていてもオフィスのデスクにいるように仕事をする事。

●ワーケーション

仕事と休暇を組み合わせた働き方であり、観光地などで休暇を兼ねてリモートワークを行う働き方である。

第2次さくら市デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針

令和8年3月

発行 さくら市

企画・編集 総合政策部 財政課 デジタル戦略室